

出水ラムサールブランド PR ロゴ使用の手引き（商用目的）

出水市内で生産・製造されたもの等に「出水ラムサールブランド PR ロゴ」を使用いただけます。詳しくは、以下を御確認ください。



1 概要

(1) 使用対象

ア 市内で生産された農林水産物等

イ 市内で製造された加工品、製造物等

※市外で生産された原材料を使用しているもの等については、市のPR又はラムサール条約登録のPRに寄与すると市長が認めるものに限る。

ウ 市内で生産された原材料等を使用し、市外で製造された加工品、製造物等

※「生産地 出水市」等の表記により、市内で生産された原材料等を使用していることが確認できるものに限る。

エ 市内で生産された原材料等を使用した料理の提供

オ 市内の飲食店、ホテル等で提供されるサービスにおいて使用するものであって、市のラムサール条約登録のPRに寄与すると市長が認めるもの

(2) 使用料 無料

(3) 使用期間 制限なし

(4) ロゴの配布方法 データでのお渡し

※認定時に直径3cmのシールを100枚ご提供しますが、それ以降は各自で作成していただきます。

2 申請手続きについて

(1) 提出物

ア 使用承認申請書（第1号様式）

※市ホームページからダウンロードいただくか、又は、ラムサール推進室からFAXにてお送りします。

※PRロゴを使用する商品ごとにそれぞれ申請書をご提出ください。

イ PRロゴの使用状況が分かる見本、デザイン等

※見本の添付が難しい場合は、写真やイラストなど、PRロゴをどのように使用するか具体的にわかるものが必要です。

ウ 申請者の概要が分かる資料（パンフレットやホームページの写し等）

※パンフレット等が無い場合は、任意様式でご提出ください。

(2) 提出先

次の提出先へ持参又は郵送してください。

〒899-0208 鹿児島県出水市文化町 1000 ラムサル推進室（クレインパークいずみ内）

TEL：0996-63-8915 FAX：0996-62-8915

E-mail：crane_c@city.izumi.kagoshima.jp

※使用許諾まで2週間程度かかります。

(3) 許諾の制限

次のいずれかに該当する場合は、PRロゴの使用を許可しないものとします。

ア 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

イ 市の信用を失墜させ、若しくは品位を害し、又はそのおそれがあると認められるとき。

ウ 第三者の権利利益を害し、又はそのおそれがあると認められるとき。

エ 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用し、又は当該営業を行う者がPRロゴを使用した商品等を販売するとき。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するとき。

キ PRロゴのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。

ク 「3-(1) 使用上の遵守事項」に違反すると認められるとき

ケ その他市長が使用を承認しないことが適当であると認めるとき。

(4) 許可の取消し

使用許可後に、申請書の内容に偽りのあることが判明した場合や、「2-(3) 許諾の制限」に該当することが認められた場合、使用許可を取消すこととします。

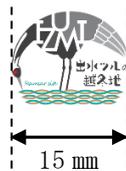
3 その他

(1) 使用上の遵守事項

ア PRロゴのデザインを変えたり、他のマーク等と重なるように組み合わせたりしないでください。

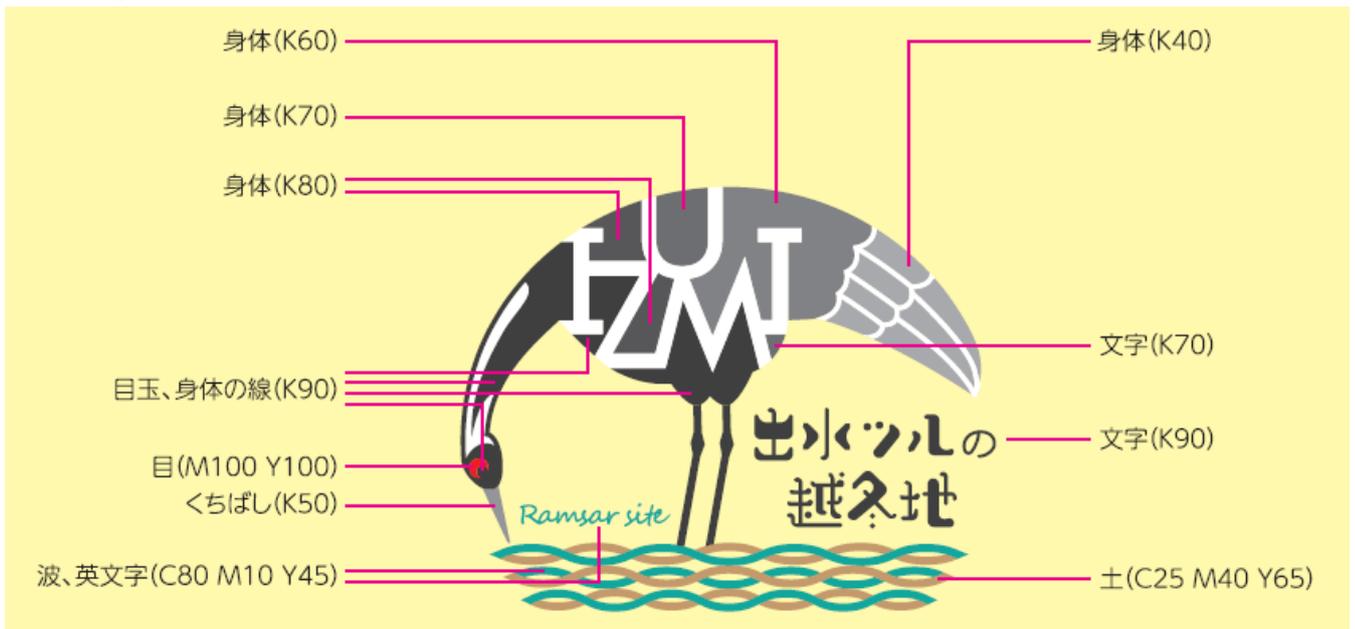
イ PR ロゴの縦横の比率を変えないでください。

ウ PR ロゴのサイズの変更は可能ですが、最小サイズは次のとおりとします。

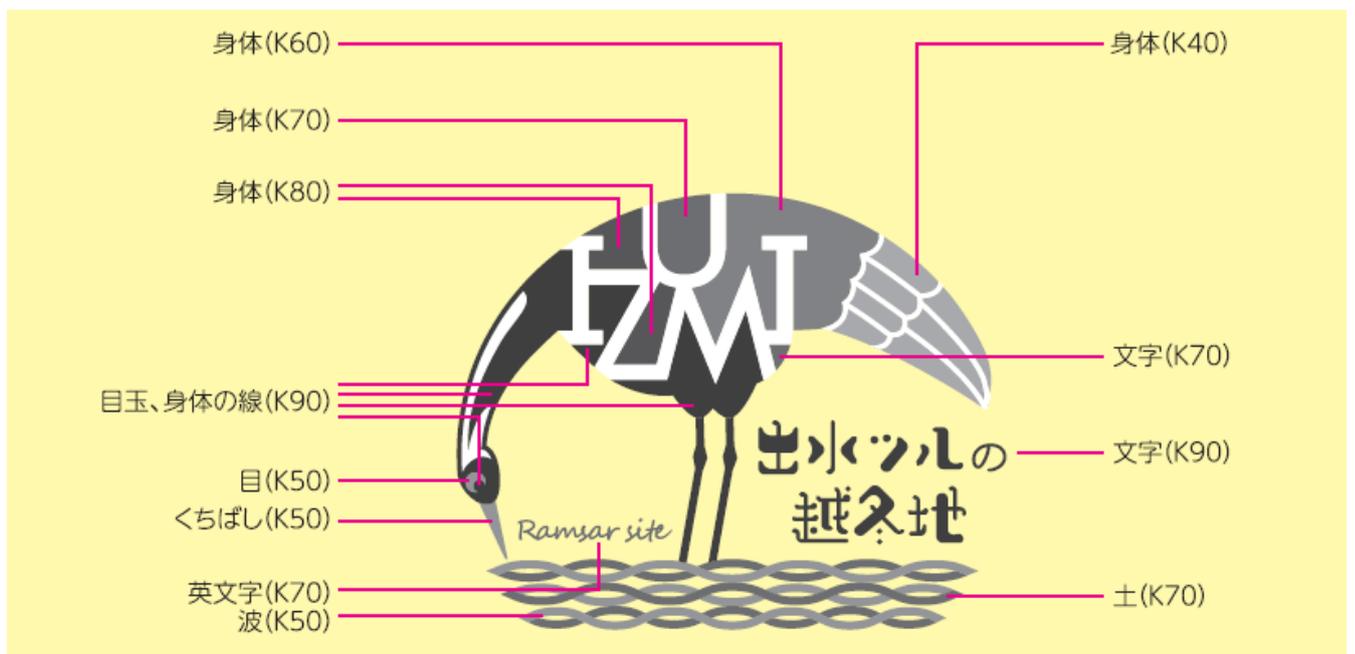


エ 色は、指定色でご使用ください。

① カラー



② 黒1C



オ 許諾された使用内容のみに使用すること。

カ 使用の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないでください。

(2) 問合せ先 上記 2-(2)と同じ